

I. 災 害 予 防

国立大学法人香川大学防災管理規程第5条に基づき、香川大学工学部（社会連携・知的財産センター、危機管理機構、微細構造デバイス統合研究センター、学術・地域連携推進室研究協力グループ社会連携チーム、保健管理センター工学部分室及び図書館工学部分館を含む。）の災害対策の基本を以下のとおり定める。

1. 防災思想の普及

- (1) 工学部長（以下「学部長」という。）は、防災意識を高めるため、職員及び学生等に自己啓発を促すとともに、安全衛生委員会委員、副学部長、事務課長、社会連携・知的財産センター長、図書館工学部分館長及び別紙1に掲げる自衛消防組織の各班長に指導助言を行う。
- (2) 学部長は、職員に防災及び災害時の任務を割り当て、職員及び学生等に対し、定期的に研修等を実施することにより、災害及び防災に関する基礎知識の普及及び醸成に努めるものとする。

2. 防 災 活 動

- (1) 学部長は、災害から職員及び学生等の生命及び身体を保護するため、次のとおり防災活動を実施する。
 - (イ) 防災訓練並びに救護・救援訓練を年に1回定期的に実施する。
 - (a) 専門家による訓練指導を行い、職員及び学生等に救護・救援の知識及び技術を習得させる。
 - (ロ) 施設、設備及び土地並びに危険物等について安全対策の措置を講じる。
 - (a) 学舎内外の安全点検を定期的を実施し、異常を発見した場合は速やかに補強修復措置をとる。
 - (b) 学舎内のロッカー、書棚等の倒壊、落下等を防止するための措置をとる。
 - (c) 危険物等の保管に当たっては、適正な容器を使用し、災害に耐える堅固な施設又は設備に保管するとともに、保管施設又は設備である旨の表示を行う。
 - (d) 危険物等の在庫数量を常に把握するなど、管理を徹底する。
 - (ハ) 情報の収集及び伝達方法を整備する。
 - (a) 工学部と大学本部との間の情報伝達の体制を整備する。
 - (b) 職員及び学生等への連絡を徹底するため、連絡網を整備する。連絡網の整備方法は、別紙3の1. のとおりとする。
 - (c) 学外関係機関との情報連絡網を整備する。
 - (d) 上記事項を達成するため、電話番号等の連絡番号を周知する。
 - (ニ) 避難場所の整備等、避難対策を講じる。
 - (a) 廊下等の通路に物を置かないようにし、避難経路の確保を図る。
 - (b) 避難の方法及び経路、避難場所等を周知徹底する。別紙4に避難経路を示す。
 - (ホ) 飲料水、非常食、ロープ、タンカ、懐中電灯及び医薬品等災害時に必要な物品を常備する。

なお、備蓄する物品等は別紙３の２．のとおりとする。

- (ハ) 設置されている自家発電装置を定期的に点検し、常に稼動可能な状態に保つ。
 - (ト) 緊急専用回線を設置する。
 - (チ) その他防災に関する必要な事項を実施する。
- (2) 学部長は安全の確保・維持を図るため、定期的な安全巡視の実施、問題箇所に対する是正措置・指導を行う。使用者は、使用後の清掃はもちろん、作業時においても整理・整頓に留意し、日頃より安全に気を付けることが必要であり、安全巡視による是正措置・指導があった場合には、速やかにその指導に従わなければならない。